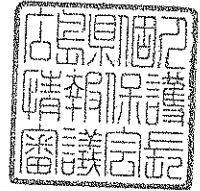


広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 西村裕三



広島県個人情報保護条例の基本的事項に関する取扱いについて（答申）

平成26年2月3日付けこ家第58号で諮問の広島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第5条第3号第7号に規定する「本人収集原則の例外事項」及び条例第6条第1項第8号に規定する「目的外利用・提供の制限の例外事項」については、次のとおり答申します。

1 本人収集原則の例外事項

《条例第5条第3項第7号の規定に基づく個人情報の本人以外からの収集する事務》

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
（児童からの臓器移植に伴う医療施設からの児童虐待に関する照会） 臓器提供の対象となる可能性のある児童が臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（以下「臓器移植改正法」という。）附則第5項の規定により臓器の提供を制限されている被虐待児であるかどうかの確認のための、児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）からの照会により臓器提供の対象となる可能性のある児童が特定できる個人情報を収集することとなる場合	臓器移植改正法附則第5項において、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう、臓器提供の対象となる可能性のある児童について虐待が行われた疑いの有無を確認することが移植医療に係る業務に従事する者に求められているが、臓器提供施設においては内部の情報だけでは確認できない場合がある。 この場合、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき児童虐待に関する個人情報を取り扱っているこども家庭センターに照会して回答を得ることにより確認することが必要な場合がある。

2 目的外利用・提供の制限の例外事項

《条例第6条第1項第8号の規定に基づく個人情報の目的外の利用・提供の制限の例外事務》

類 型	目的外利用・提供を認める理由
（児童からの臓器移植に伴う医療施設からの児童虐待に関する照会への回答） 臓器提供の対象となる可能性のある児童が臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（以下「臓器移植改正法」という。）附則第5項の規定により臓器の提供を制限されている被虐待児であるかどうかの確認のための、児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）からの照会に対し回答する場合	臓器移植改正法附則第5項において、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されないよう、臓器提供の対象となる可能性のある児童について虐待が行われた疑いの有無を確認することが移植医療に係る業務に従事する者に求められているが、臓器提供施設においては内部の情報だけでは確認できない場合がある。 この場合、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき児童虐待に関する個人情報を取り扱っているこども家庭センターに照会して回答を得ることにより確認することが必要な場合がある。

3 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 2 月 3 日	・ 諮問を受けた。
平成 26 年 3 月 19 日 (第 1 回審議会開催)	・ 諮問の審議を行った。

4 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学大学院社会科学部教授	学識経験を有する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
宮 政 利	広島県議会議員	県議会の議員